

『歎異抄』第6条 ～親鸞は弟子一人ももたず～

【第6条・本文】

5 専修念佛のともがらの、わが弟子、ひとの弟子といふ相論の候ふらんこと、もつてのほかの子細なり。親鸞は弟子一人ももたず候ふ。そのゆゑは、わがはからひにて、ひとに念佛を申させ候はばこそ、弟子にても候はめ。弥陀の御もよほしにあづかつて念佛申し候ふひとを、わが弟子と申すこと、きはめたる荒涼のことなり。つくべき縁あればともなひ、はなるべき縁あればはなるることのあるをも、
10 師をそむきて、ひとにつれて念佛すれば、往生すべからざるものなりなどいふこと、不可説なり。如来よりたまはりたる信心を、わがものがほに、とりかへさんと申すにや。かへすがへすもあるべからざることなり。

自然のことわりにあひかなはば、仏恩をもしり、また師の恩をもしるべきなりと〔云々〕。

15

【現代語訳】

おなじ念佛の道を歩む人々の中で、自分の弟子だ、他の人の弟子だといういい争いがあるようですが、それはもってのほかのことです。この親鸞は、一人の弟子も持っていないません。なぜなら、わたしのはからいで他の人に念佛させるのなら、
20 その人はわたしの弟子ともいえるでしょうが、阿弥陀仏のはたらきにうながされて念佛する人を、わたしの弟子などというのは、まことに途方もないことだからです。

つくべき縁があれば一緒に、離れるべき縁があれば離れていくものなのに、師に背き他の人にしたがって念佛するものは往生できないなどというのは、とんでもないことです。如来からいただいた信心を、まるで自分が与えたものであるかのように、取り返そうというのでしょうか。そのようなことは、決してあってはならないことです。

本願のはたらきにかなうなら、おのずから仏のご恩もわかり、また師の恩もわかるはずです。このように聖人は仰せになりました。

30

【解説】梯 實圓『大きな字の歎異抄』

この条は、「親鸞は弟子一人ももたず候ふ」という言葉をもって、まことの師弟とは何であるかを知らされた法語です。本願を信じて念佛する人の口に現れ出る一声一声の称名は、すべて阿弥陀仏から賜ったものであって、師と称するものが与えた念佛ではありません。それゆえにすべての念佛者は、同じみ親をいただく

兄弟・姉妹であり、同じ道を歩む同行であるというのが親鸞聖人の信条でした。それに人の離散集合は、すべて縁に依ることであって、人為的に強制できるものではありません。しかし、まことの念佛の尊さに気づくものは、自分を念佛者にそだてたもうた如来の恩徳に感謝するとともに、阿弥陀仏に帰依したてまつれと私を導いてくれた有縁の師のご教導のご恩も、ひとしお身にしみて味わわれるものです。それが自然の道理であると仰せられました。

■親鸞聖人と門弟

流罪の地・越後から関東へ

- 10 • 承元元年（1208）京都から越後へ流罪 ⇒ 建暦元年（1211）流罪赦免
• 越後 ⇒ 信濃（長野県）⇒ 上野（群馬県）⇒ 常陸（茨城県）
• 常陸国笠間郡稻田の草庵にて布教、執筆活動

親鸞聖人から直接教えを受けた門弟たち

15 『親鸞聖人門侶交名牒』（＝初期浄土真宗教団の史料）

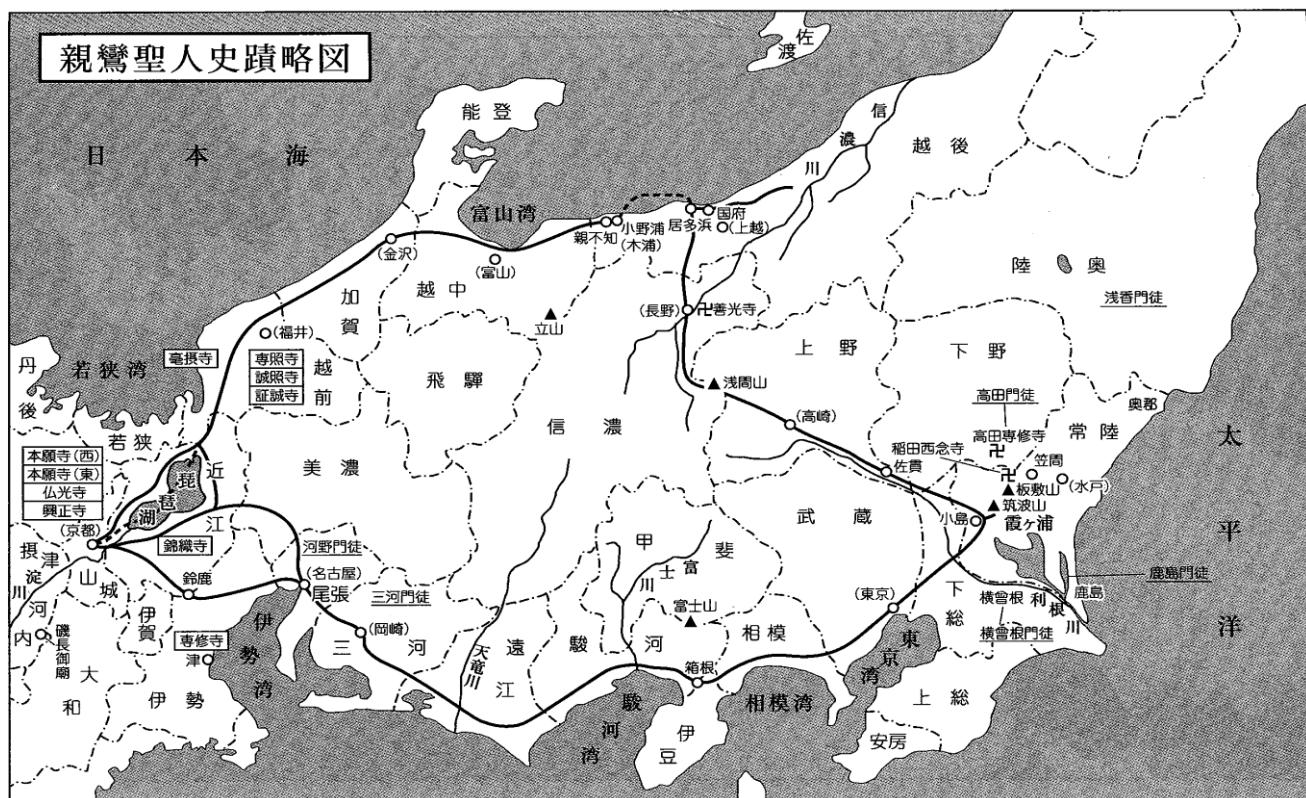
- 常陸（茨城県）：20名
 入西、乗念（南庄）、順信（鹿島）、慶西（北郡由下）、実念（笠間）、
 安養（奥郡）、入信、念信、乗信、唯信、慈善、善明、唯円（河和田）、
 善念、頼重（笠間）、法善（北郡）、明法（北郡）、証信（南庄）、
 20 教念（布川）、証善
• 下総（千葉県・茨城県）：5名
 性信（飯沼）、信楽（新堤）、常念（佐島）、西願、善性（露田）
• 下野（栃木県）：5名
 真仏（高田）、顕智（高田）、慶信（高田）、信願（那須）、尼法仏（上野）
25 • 武藏（東京都・埼玉県・神奈川県）：1名
 西念（太田）
• 陸奥（福島県・宮城県・岩手県）：7名
 如信（大網）、無為子（会津）、是信（和賀）、本願（藤田）、唯信（会津）、
 唯仏（会津）、覚円（浅香）
30 • 越後（新潟県）：1名
 覚善（国府）
• 遠江（静岡県）：1名
 専信
• 京都：8名
 尊蓮、宗綱、尋有、兼有、蓮位、賢阿、善善（善覺）、淨信 …（計48名）

その他、『末灯鈔』・『血脉文集』などに記載されている門弟を合わせると100名近い。

(千葉 乗隆『親鸞聖人ものがたり』130頁)

親鸞聖人とその門弟

- | | | |
|------------|---------|-----------------|
| 横曾根門徒…性信 | 鹿島門徒…順信 | 高田門徒…真佛・顕智 |
| 5 浅香門徒 …覚円 | 布川門徒…教念 | 露田門徒…善性 三河門徒…専信 |



■『歎異抄』第6条の背景

新堤の信楽房について

- 10 • 親鸞聖人から教えを学ぶために関東から上洛。しかし、聖人の教えに納得がで
きず、門弟をはなれて郷里へ帰る。
- いよいよ帰郷するとき、門弟の蓮位房が、信楽房にあづけている本尊や聖教類
を取り返すべきではないかと親鸞聖人に進言。聖人を署名入りの聖教類は、門
弟を離れてしまえば粗末に扱われる可能性。
- 15 ⇒ 当時、本尊や聖教の伝授は師弟関係を証明するものであったため、破門にな
れば、取り返すのが常識。
- ⇒ しかし、親鸞聖人は蓮位房の申し出を拒否。

覚如上人『口伝鈔』の伝承（註釈版881）

- 20 本尊や聖教をとりかえすというようなことは、決してしてはならないことです。

そのわけは、親鸞はわが弟子というようなものは、一人ももっていないからです。ひとをわが弟子とよべるような何事も、私は教えていません。念佛往生の信心は、弥陀、釈迦二尊のおてまわしによって恵み与えられたものであって、この親鸞がさづけたものでは決してありません。私もあなた方も如来の御弟子
5 なのですから、みな同じ浄土への道を歩ませていただいている同行というべきです。近ごろは、互いに意見がちがって別れるときに、本尊や聖教を取り返し、つけ与えた房号(法名)も取り返し、信心まで取り返すというようなことが常識
10 になっているようですが、決してそのようなことはすべきではありません。もともと本尊やお聖教は、如来が衆生利益のためにお恵みくださったものですから、親鸞と仲たがいをして、他の人の門弟になられたからといって、わがもの顔に取り返そうなどとすべきではありません。

如来の教法は、すべての人に行きわたるようにと願いをこめて与えられているものです。法師が憎ければ、その袈裟まで憎いというように、親鸞が憎いか
15 らといって、私の名が書いてあるお聖教を、山野に捨ててしまうようなことがたとえあったとしても、その地で、そのお聖教にふれたものには、たとえ畜生であっても仏縁を結んでくださるにちがいありません。少しでも広く、多くのものに縁を結びたいという如来の御心にかなうためにも、本尊や聖教を世俗の財宝のように私物化し、取り返そうというようなことはしてはならないのです。
※のちに信楽房は、「関東二十四輩」に数えられる

20

道場主の縄張り意識と弟子の私物視

師をそむきて、ひとつにれて念佛すれば、往生すべからざるものなりなどいふこと、不可説なり。

25

師に背き他の人にしたがって念佛するものは往生できないなどというのは、とんでもないことです。

梯 實圓『聖典セミナー 教異抄』(本願寺出版社・190頁)

道場では、一人でも多くの門徒を獲得することが、仏法の上からいっても、経済的にいっても重要な意味をもっていました。逆にいえば、道場に所属していた門徒が、他の道場へ移籍することは、大きな問題となつたわけです。理論的には、どこの道場の門徒になろうと、真宗の法義が伝えられているところならばかまわないはずですが、門徒に離れられた道場主にしてみれば、甚だしく自尊心を傷つけられるということと、経済的な損失とが相乗作用を起こし、ついに道場主である師に背いて、他の人に従つて念佛するものは往生できないとまで極論するようになったわけです。

『改邪鈔』第4条・第5条（註釈版923）

一、弟子と称して、同行等侶を自専のあまり放言・悪口すること、いはれなき事。…

一、同行を勘発のとき、あるいは寒天に冷水を汲みかけ、あるいは炎暑に艾灸を

5 くはふるらのいはれなき事。…

⇒ 誓約書を書かせて弟子を自専（私物化）するなど、弟子に不当な振る舞いをはたらく師匠のいたことが記されている。

10 ■親鸞聖人の師弟観

「弟子一人ももたず」という立場

『歎異抄』第6条

親鸞は弟子一人ももたず候ふ。そのゆゑは、わがはからひにて、ひとに念佛を申させ候はばこそ、弟子にても候はめ。弥陀の御もよほしにあづかつて念佛申し候ふひとを、わが弟子と申すこと、きはめたる荒涼のことなり。

この親鸞は、一人の弟子も持っていない。なぜなら、わたしのはからいで他の人に念佛させるのなら、その人はわたしの弟子ともいえるでしょうが、阿弥陀仏のはたらきにうながされて念佛する人を、わたしの弟子などというのは、まことに途方もないことだからです。

⇒ 阿弥陀如来という共通のみ親を仰ぐ兄弟であり、同じ念佛の道を歩む同行。

⇒ 御同朋・御同行

覚如上人『口伝鈔』・第1条（註釈版873）

説導も涯分いにしへにはづべからずといへども、人師・戒師停止すべきよし、聖人の御前にして誓言發願をはりき。これによりて檀越をへつらはず、その請に赴かずと〔云々〕。

⇒ 人の師となって法門伝授を行なったり、人々に戒律をさずける戒師となったりせず、ただひたすらに仏法を聴聞しつづけることを、法然聖人の前で誓われた。

⇒ 生涯、弟子の座にあり、決して師の立場につかないことを表明して生きられた。

覚如上人『御伝鈔』下巻・第5段（註釈版1057）

しかるにいま唯有淨土の真説について、かたじけなくかの三国の祖師、おのおのこの一宗を興行す。このゆゑに愚禿すすむるところさらに私なし。

蓮如上人『御文章』1帖目1通（註釈版 1083）

故聖人の仰せには、「親鸞は弟子一人ももたず」（歎異抄・六）とこそ仰せられ候ひつれ。「そのゆゑは、如來の教法を十方衆生に説ききかしむるときは、ただ如來の御代官を申しつるばかりなり。さらに親鸞めづらしき法をもひろめず、
5 如來の教法をわれも信じ、ひとにもをしへきかしむるばかりなり。…

法然聖人の弟子という立場

『歎異抄』第2条

親鸞におきては、ただ念佛して弥陀にたすけられまゐらすべしと、よきひと（法
10 然）の仰せをかぶりて信ずるほかに別の子細なきなり。

⇒ 法然聖人の教えを受け継ぐ弟子

仏弟子という立場

『教行証文類』「信文類」（註釈版 256）

15 真の仏弟子といふは、真の言は偽に対し仮に対するなり。弟子とは釈迦諸仏の弟子なり、金剛心の行人なり。この信行によりてかならず大涅槃を超証すべきがゆゑに、真の仏弟子といふ。

20 偽の仏弟子… 表面は佛教徒のような姿をしながら、内心は佛教以外の宗教（外道）に帰依しているような者。

仮の仏弟子…仏道を歩みながら、仏陀の真意に気づかず方便の教えを信じている者。具体的には聖道門の行者や、浄土門内の自力の行者のこと。

25 真の仏弟子…阿弥陀仏の本願の救いに身をまかせて念佛する他力の行者。かならず浄土へ至り、ただちに仏のさとりを実現する者。

『親鸞聖人御消息』（註釈版 748）

この信心の人を釈迦如來は、「わが親しき友なり」（大経・下意）とよろこびます。この信心の人を真の仏弟子といへり。

『尊号真像銘文』（註釈版 654）

「釈」といふは釈尊の御弟子とあらはすことばなり

⇒ 阿弥陀如來の本願の救いに身をまかせて念佛する者は、釈迦・諸仏の本意にかなった真実の仏弟子。 ※浄土真宗の法名 = 「釋〇〇」

梯 實圓『聖典セミナー 歎異抄』(本願寺出版社・201頁)

淨土真宗の念佛者とは、つねに聞法者、弟子の座にあって、仏恩・師恩を仰ぐものであり、決して自身を師の位置に上げず、同行を敬愛しながら、淨土を目指していきようとするものであるといえましょう。

如來よりたまはりたる信心を、わがものがほに、とりかへさんと申すにや。かへすがへすもあるべからざることなり。

如來からいただいた信心を、まるで自分が与えたものであるかのように、取り返そうというのでしょうか。そのようなことは、決してあってはならないことです。

『歎異抄』後序 (註釈版 852)

「信心一異の諍論」

法然聖人の御とき、御弟子そのかずおはしけるなかに、おなじく御信心のひともすくなくおはしけるにこそ、親鸞、御同朋の御なかにして御相論のこと候ひけり。そのゆゑは、「善信（親鸞）が信心も聖人（法然）の御信心も一つなり」と仰せの候ひければ、勢觀房・念佛房など申す御同朋達、もつてのほかにあらそひたまひて、「いかでか聖人の御信心に善信房の信心、一つにはあるべきぞ」と候ひければ、「聖人の御智慧・才覚ひろくおはしますに、一つならんと申さばこそひがことならめ。往生の信心においては、まったく異なることなし、ただ一つなり」と御返答ありけれども、なほ「いかでかその義あらん」といふ疑難ありければ、詮ずるところ、聖人の御まへにて自他の是非を定むべきにて、この子細を申しあげければ、法然聖人の仰せには、「源空が信心も、如來よりたまはりたる信心なり、善信房の信心も、如來よりたまはらせたまひたる信心なり。されば、ただ一つなり。別の信心にておはしまさんひとは、源空がまゐらんずる淨土へは、よもまゐらせたまひ候はじ」と仰せ候ひしかば…

法然聖人がおいでになったころ、そのお弟子は大勢おいでになりましたが、法然聖人と同じく真実の信心をいただかれている方は少ししかおられなかつたのでしよう。あるとき、親鸞聖人と同門のお弟子方との間で、信心をめぐって論じあわれたことがありました。といいますのは、親鸞聖人が、「この善信の信心も、法然上人のご信心も同じである」と仰せになりましたところ、勢觀房、念佛房などの同門の方々が、意外なほどに反対なさって、「どうして法然聖人

のご信心と善信房の信心とが同じであるはずがあろうか」といわれたのです。そこで、「法然聖人は智慧も学識も広くすぐれておられるから、それについてわたしが同じであると申すのなら、たしかに間違いであろう。しかし、浄土に往生させていただく信心については、少しも異なることはない。まったく同じである」とお答えになったのですが、それでもやはり、「どうしてそのようなわけがあろうか」と納得せずに非難されますので、結局、法然聖人に直接お聞きして、どちらの主張が正しいかを決めようということになりました。

そこで法然聖人に、詳しい事情をお話したところ、「この源空の信心も如来からいただいた信心です。善信房の信心も如来よりいただいた信心です。だからまったく同じ信心なのです。別の信心をいただいておられる人は、この源空が往生する浄土には、まさか往生なさることはありますまい」と法然聖人が仰せになったということがありました。

⇒ 他力の信心とは自らが起こすものではなく、如来よりたまわる信心

15

『教行証文類』「証文類」（註釈版 310）

かの安樂国土はこれ阿弥陀如来正覚淨華の化生するところにあらざることなし。同一に念佛して別の道なきがゆゑに。遠く通ずるに、それ四海のうちみな兄弟とするなり。

20 ⇒ 念佛者は阿弥陀如来という共通のみ親を仰ぐ兄弟

■御同朋・御同行の精神

念佛者はつねに聞法者、弟子の座に連なって、仏恩・師恩を仰いでいく。蓮如上人の『御文章』に、「これによりて聖人は御同朋、御同行をこそかしづきて仰せられけり」（註釈版 1084）とあるように、自らの頭を垂れ、かしづいていかれたのが親鸞聖人のご生涯でした。

■第6条のまとめ

- ・第6条は、弟子をめぐる争いを背景として述べられたもの。
- 30
・「弟子一人ももたず」
- ⇒ 他力の教えでは、師匠も弟子も皆、如来より信心をいただく御同朋・御同行である（=弟子の私物化×）